

第1章 総則

第1節 目的

第2節 計画の効果的推進

第3節 用語

第4節 計画の修正要領

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第6節 市民及び事業所の基本的責務

第7節 士別市の地勢と気象

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び士別市防災会議条例（平成17年条例第227号）第2条第1号の規定に基づき、士別市防災会議が作成する計画であり、士別市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて、市民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本市防災の万全を期することを目的とする。

- 1 士別市の区域内に所在し、若しくは区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等、災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等、災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担と協力により着実に実施されなければならない。

災害発生時は、市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であるから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第3節 用語

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
防災会議	士別市防災会議

本部（長）	士別市災害対策本部（長）
防災計画	士別市地域防災計画
防災関係機関	市の区域を管轄する指定地方行政機関（基本法第2条第4号に規定するもの）、市の区域を警備区域とする陸上自衛隊、市の区域内の消防機関、市の区域において業務を行う指定公共機関（基本法第2条第5号に規定するもの）及び指定地方公共機関（基本法第2条第6号に規定するもの）
災害予防責任者	災害対策基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

第4節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより防災計画に随時検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

前各項に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

北海道開発局旭川開発建設部

名寄河川事務所	名寄市西6条南9丁目	TEL 01654-3-3177
岩尾内ダム管理支所	士別市朝日町岩尾内7314番地	TEL 0165-28-2301
士別道路事務所	士別市大通西15丁目	TEL 0165-23-3146
名寄農業開発事業所	名寄市西5条南10丁目	TEL 01654-3-4637

- 1 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- 2 被害の拡大及び2次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。
- 3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。
- 4 災害対策用資機材等の地域への支援に関すること。
- 5 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。
- 6 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。
- 7 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。
- 8 補助事業に係る指導、監督に関すること。

北海道財務局旭川財務事務所 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎 TEL 0166-31-4151

- 1 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会を行うこと。
- 2 災害時において有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置について要請を行うこと。
- 3 市の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資を行うこと。
- 4 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込みの猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関への要請を行うこと。
- 5 災害時において、市及び土地改良区に対し国有財産の無償使用を許可し、又は無償貸付を行うこと。

北海道森林管理局上川北部森林管理署 下川町緑町21番地4 TEL 01655-4-2551

- 1 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。
- 2 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。
- 3 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。
- 4 災害時において市などの要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。

旭川地方気象台 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎
TEL 0166-32-7102 TEL 0166-32-6368 (観測予報現業)

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- 4 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

2 自衛隊

陸上自衛隊第2師団

旭川駐屯地 旭川市春光町 TEL 0166-51-6111
名寄駐屯地 名寄市字内淵84 TEL 01654-3-2137

- 1 市及び防災関係機関が行う防災訓練に必要な応じ部隊等の一部を協力させること。
- 2 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- 3 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

3 北海道

上川総合振興局危機対策室 旭川市永山6条19丁目
TEL 0166-46-5918 (防災) TEL 0166-46-5900 (総合案内)

- 1 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずること。
- 2 防災知識の普及、教育及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。
- 3 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。
- 4 市及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。
- 5 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。

上川総合振興局旭川建設管理部士別出張所 士別市西4条北1丁目
TEL 0165-23-2191

- 1 所轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。
- 2 水防活動の技術指導に関すること。
- 3 災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保を図ること。
- 4 災害時において、関係河川の水位、雨量の情報の収集及び報告を行うこと。
- 5 災害時において、関係公共土木被害調査及び災害応急対策を実施すること。

上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室（名寄保健所）

名寄市東5条南3丁目63番地38 TEL 01654-3-3121

- 1 医療、救護、防疫対策に関すること。
- 2 被災地における保健衛生に関すること。

上川農業改良普及センター士別支所 士別市東9条6丁目 TEL 0165-23-1181

- 1 農作物の被害調査及び報告に関すること。
- 2 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導を行うこと。
- 3 被災地の病虫害防除の指導を行うこと。

上川総合振興局北部森林室 美深町字東2条南4丁目 TEL 01656-2-1726

- 1 林野火災の対策の樹立及び未然防止を行うこと。
- 2 災害時において市の要請があった場合に、可能な範囲において隣接地の情報収集対策を行うこと。
- 3 災害緊急対策及び災害復旧の実施に関すること。

上川教育局 旭川市永山6条19丁目 TEL 0166-46-4942（企画総務）

- 1 災害時における児童生徒の保護及び応急教育の指導を行うこと。
- 2 文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に関すること。

4 北海道警察

旭川方面士別警察署 士別市東5条5丁目 TEL 0165-23-0110

- 1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
- 2 災害情報の収集に関すること。
- 3 災害警備本部の設置運用に関すること。
- 4 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
- 5 犯罪の予防、取締等に関すること。
- 6 危険物に対する保安対策に関すること。
- 7 広報活動に関すること。
- 8 市や防災関係機関が行う防災業務への協力に関すること。

5 士別市及び消防機関

士別市 士別市東6条4丁目1番地 TEL 0165-26-7784

- 1 防災会議に関する事務を行うこと。
- 2 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄など地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。
- 3 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。
- 4 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。

士別市教育委員会 士別市東5条3丁目9番地
TEL 0165-26-7308 (社会教育課)

- 1 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関すること。
- 2 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。

士別地方消防事務組合士別消防署 士別市東6条4丁目1番地 TEL 0165-23-2619

- 1 消防、救急、救助及び水防活動に関すること。
- 2 住民の避難誘導に関すること。

6 指定公共機関

日本郵便株式会社士別郵便局 士別市大通東9丁目2323番地 TEL 0165-23-2710

- 1 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。
- 2 郵便の非常取り扱いを行うこと。
- 3 郵便局の窓口掲示板などを利用した広報活動を行うこと。
- 4 士別市との相互協力に関する協定に基づく支援活動を行うこと

北海道旅客鉄道株式会社

旭川支社 旭川市宮下通り6丁目

士別駅 士別市西3条8丁目 TEL 0165-23-2736

- 1 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。
- 2 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。

東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道北支店 旭川市10条通10丁目
TEL 0166-20-5410

- 1 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報、電話の利用制限を実施し、重要通話の確保を図ること。

株式会社NTTドコモ北海道支社 札幌市中央区北1条西14丁目6番地 TEL 011-242-6830

- 1 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

KDDI株式会社 札幌市中央区北3条西4丁目1番1号

- 1 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

ソフトバンク株式会社北海道オフィス 札幌市中央区大通西4-6-1

- 1 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

日本銀行札幌支店 札幌市中央区北1条西6丁目1-1 TEL 011-241-5231

- 1 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。
- 2 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。
- 3 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。

日本赤十字社北海道支部士別地区 士別市東5条3丁目社会福祉協議会 TEL 0165-22-3012

- 1 救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。
- 2 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。

日本放送協会旭川放送局 旭川市6条6丁目27 TEL 0166-24-7000

- 1 防災に係る知識の普及に関すること。
- 2 予報（注意報を含む。）、警報、情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。

東日本高速道路株式会社 北海道支社旭川管理事務所

旭川市字近文7線南1-5766-4 TEL 0166-55-4051

- 1 高速道路の維持、修繕、被害復旧その他の管理を行うこと。

日本通運株式会社旭川支店 旭川市宮下通12丁目1173番地 TEL 0166-23-5115

- 1 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。

北海道電力ネットワーク株式会社名寄ネットワークセンター 名寄市西3条南4丁目14
TEL 01654-3-2131

- 1 電力供給施設の防災対策を行うこと。
- 2 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。

7 指定地方公共機関

北海道放送株式会社

旭川放送局 旭川市1条通8丁目542-4一条緑橋通ビル3階 TEL 0166-23-6610

札幌テレビ放送株式会社

株式会社S T Vラジオ

旭川放送局 旭川市東旭川北2条6丁目1番2号 TEL 0166-36-1010

北海道テレビ放送株式会社

旭川支社 旭川市2条通8丁目N T T ドコモ旭川ビル TEL 0166-25-4151

北海道文化放送株式会社

旭川支社 旭川市4条通10丁目 TEL 0166-26-2010

株式会社テレビ北海道

札幌市中央区大通東6丁目12番地4 TEL 011-232-1117

株式会社エフエム北海道

札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル14階 TEL 011-241-0804

株式会社エフエムノースウェーブ

札幌市北区北7条西4丁目新北海道ビル TEL 011-707-8250

- 1 防災に係る知識の普及に関すること。
- 2 気象等警報、注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。

一般社団法人上川北部医師会 名寄市西5条北2丁目 TEL 01654-2-5311

- 1 災害時における救急医療を行うこと。

一般社団法人旭川歯科医師会 旭川市金星町1丁目1-52 TEL 0166-22-2361

- 1 災害時における歯科医療を行うこと。

一般社団法人北海道薬剤師会 札幌市豊平区平岸1条8丁目 TEL 011-811-0184

- 1 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。

公益社団法人北海道獣医師会 札幌市西区二十四軒4条5丁目 TEL 011-642-4826

- 1 災害時における家庭動物の対応を行うこと。

てしおがわ土地改良区 士別市東山町3440番地29 TEL 0165-29-7177

- 1 土地改良施設の防災対策を行うこと。
- 2 農業水利施設の災害対応策及び災害復旧対策を行うこと。

一般社団法人北海道バス協会 札幌市中央区北1条西19丁目2番地 TEL 011-621-4161
一般社団法人旭川地区トラック協会 旭川市流通団地2条4丁目 TEL 0166-48-7244

- 1 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。

一般社団法人北海道警備業協会 札幌市中央区南4条西6丁目8番地 TEL 011-242-8800

- 1 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。

公益社団法人北海道看護協会 札幌市白石区本通17丁目北3番24号 TEL 011-863-6731

- 1 災害時における看護業務の支援を行うこと。

一般社団法人北海道LPガス協会 札幌市白石区中央3条3丁目1番40号
TEL 011-812-6411

- 1 災害時における飼養動物の対応を行うこと。

一般社団法人旭川建設業協会 旭川市5条通5丁目左10号 TEL 0166-22-5144

- 1 災害時における応急対策業務を行うこと。

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

札幌市中央区北2条西7丁目かでの2.7北海道立道民活動センター TEL 011-241-3976

- 1 被災地域における災害ボランティアセンターの支援に関すること。
- 2 士別市社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は事務の実施を助け、他市町村社会福祉協議会との総合調整を図ること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

北ひびき農業協同組合 士別市西1条8丁目 TEL 0165-23-2115

- 1 所管施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。
- 2 被災組合員等に対する資金の融資及びその斡旋を行うこと。
- 3 農業生産資材及び生活物資の確保及びその斡旋を行うこと。

上川北農業共済組合 士別市東山町3343番地 TEL 0165-23-4161

- 1 農作物、家畜の被害調査及び報告並びに診療に関すること。
- 2 被災組合員に対する災害補償を円滑に行うこと。

士別地区森林組合 士別市東丘1丁目3-12 TEL 0165-23-5128

- 1 所管施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
- 2 被災組合員等に対する融資及び斡旋を行うこと。

朝日地区林産協同組合 士別市朝日町中央4021番地 TEL 0165-28-2424

- 1 災害時における救援資材の確保に関すること。
- 2 復旧資材の確保の支援に関すること。

士別市森林愛護組合連合会 士別市東6条4丁目1番地士別市役所 TEL 0165-23-3121

- 1 林野火災の予防対策を行うこと。
- 2 林野火災の消火活動に協力すること。

士別商工会議所 士別市西2条5丁目 TEL 0165-23-2144
朝日商工会 士別市朝日町中央3804番地 TEL 0165-28-2617

- 1 災害時における物価の安定及び救援物資の確保について協力すること。
- 2 被災商工業者に対する経営指導及び資金の融資並びに斡旋を行うこと。

士別建設業協会 士別市東4条3丁目1-5 TEL 0165-23-4816
朝日町建設協会 士別市朝日町中央3784番地 TEL 0165-28-2058

- 1 災害時における労働力、資材、機械等の協力を行うこと。
- 2 災害時における救援物資の緊急搬入等の関係機関への支援を行うこと。
- 3 災害時における復旧資材の搬入について協力すること。

士別市社会福祉協議会 士別市東5条3丁目 TEL 0165-22-3012

- 1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資斡旋、災害ボランティアセンターの運営など災害応急対策等を行うこと。

一般病院・診療所

- 1 災害時における医療防疫対策について協力すること。

運送事業者

- 1 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。

危険物関係施設の管理者

- 1 所管施設の災害予防及び災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。

電気通信事業者

- 1 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。

第6節 市民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

市民及び事業所は、その自覚をもち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には一般的には自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開することが必要である。

1 市民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

平常時の備え

- ① 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- ② 3日分（推奨1週間）の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ③ 家具の転倒防止対策等、家庭での災害予防・安全対策
- ④ 隣近所との相互協力関係のかん養
- ⑤ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- ⑥ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑦ 地域における災害時要援護者への配慮
- ⑧ 自主防災組織の結成や訓練の実施

災害時の対応

- ① 地域における被災状況の把握
- ② 近隣の負傷者・災害時避難行動要支援者の救助
- ③ 初期消火活動等の応急対策
- ④ 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- ⑤ 防災関係機関の活動への協力
- ⑥ 自主防災組織の活動

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、2次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- ② 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- ③ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- ④ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- ⑤ 取引先とのサプライチェーンの確保

災害時の対応

- ① 事業所の被災状況の把握
- ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ③ 施設利用者の避難誘導
- ④ 従業員及び施設利用者の救助
- ⑤ 初期消火活動等の応急対策
- ⑥ 事業の継続又は早期再開・復旧
- ⑦ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第7節 士別市の地勢と気象

1 位置及び面積

士別市は、北海道の北部、上川総合振興局管内の中央よりやや北に位置し、北見山地の最高峰天塩岳の南西山脈を源とする天塩川の最上流に在って、周辺の市・町は、西に幌加内町、北には名寄市、下川町、南に剣淵町、和寒町、愛別町、上川町、比布町、東にはオホーツク総合振興局管内滝上町がそれぞれ隣接しており、広さは東西に58.3Km、南北に42.2Kmに及び、面積は1119.22Km²である。その位置を経・緯度で示せば、次のとおりである。

東端	東経	142度54分24秒
西端	東経	142度10分34秒
南端	北緯	43度54分46秒
北端	北緯	44度17分41秒

2 河川

天塩川は、北見山地の最高峰天塩岳にその源を発する北海道第2の長流で、途中ポンテシオダムに貯留され、一部ポンテシオ発電所を通して天塩川に戻り、オキト川、似峽川、サックル川、タドシュナイ川、岩尾内川などの支流が合流し、岩尾内ダムに再度貯留される。岩尾内発電所を通じて再度天塩川に戻り、ペンケヌカナンプ川、ケナシ川、登和里川、ヌプリシロマナイ川、7線川などの支流が合流し、朝日町地区を貫流した後は、剣淵川、犬牛別川、金川、タヨロマ川、温根別川などの支流を合わせ、市の中央地区を貫流し、広大な沖積地をつくりながら北に流れ、日本海に注いでいる。

士別市における河川一覧は、資料P3「士別市河川一覧」のとおりである。

3 気象概況

本市の気候は、日本海側の気象圏にあるが、直接その影響を受けることは極めて少なく、盆地である関係から内陸性の気候である。雨量は全国的に見て比較的少ないが、積雪は本道の中でも深い地方として知られており、積雪の初日は10月下旬から11月上旬、終日は4月下旬である。年間を通じた風向は南から南西風が多く、風速は弱い、オホーツク海高気圧の影響で北東風となり、気温の低い状態が続くことがある。

【士別市の平年値】

	降水量 合計 (mm)	気温 平均 (°C)	風速 平均 (m/s)	日照時間 合計 (時間)
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30	30	30	30
1月	64.2	-8.5	1.5	47.6
2月	49.2	-7.7	1.7	75.0
3月	52.2	-2.8	2.0	117.2
4月	46.7	4.2	2.0	159.3
5月	62.9	11.2	1.9	189.8
6月	66.3	15.8	1.6	168.4
7月	130.5	19.7	1.4	162.6
8月	152.3	20.1	1.4	152.2
9月	148.8	15.5	1.3	147.2
10月	116.0	8.8	1.5	114.6
11月	125.7	1.7	1.7	48.0
12月	102.3	-5.2	1.6	31.8
年	1117.6	6.1	1.6	1410.1

4 災害の概況

士別市における自然災害の概況は、資料P2「士別市災害発生記録」のとおりである。